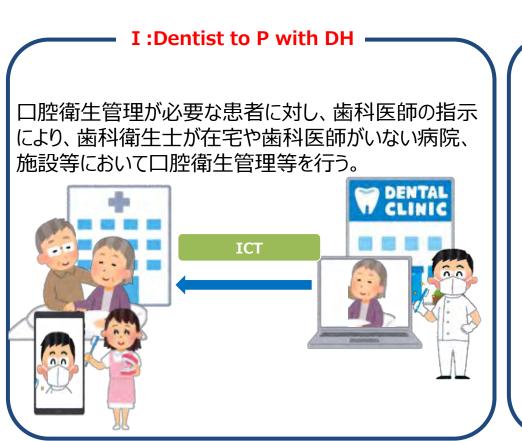
- 歯科医療において期待されるICTを活用する診療形態として、I:Dentist to P with DH (Dental Hygienist) や II:Dentist to P with Doctorなどが挙げられる。
- 令和 2・3 年度の「ICTを活用した医科歯科連携の検証事業」において、歯科診療におけるICTの活用について検証を行っている。

【歯科医療におけるICT活用のイメージ】



II: Dentist to P with Doctor

在宅療養を行っている患者に対し食支援で医師・歯科医師等の多職種が関与している場合において、医師の診療時に、必要に応じて歯科医師が口腔機能・口腔衛生に関する指導管理を行う。

※その他、病院(救急搬送時)に、専門の歯科医師 (口腔外科等)がいない場合等。



実証イメージ(Dentist to P with DH)

○ 口腔衛生管理が必要な患者に対し、歯科医師の指示により、歯科衛生士が在宅や歯科医師がいない病院、施設等において口腔衛生管理等を実施。



検証結果

- 歯科衛生士が訪問による口腔衛生管理等を実施する際に、<u>遠隔の歯科医師が口腔内の状況を確認することで、よ</u>り詳細な指導が可能となった。
- <u>歯科医師が同行できない場合において、歯科医療機関での対面診療の合間に対応することが可能であった。</u>



- 口腔内カメラによる口腔内の撮影に関して、現場の撮影者は口腔内カメラで歯科医師から指示された部位が撮影できるようにするとともに、口腔内カメラで適切に映すことができない部分については、口頭での説明が必要になるため、歯科分野について一定の知識が必要。
- 患者の状況を確認しながら計画に基づいて実施することが望ましく、初診においては対面が望ましいと考えられるとと もに、定期的に歯科医師による対面診療の実施が必要。
- ※Dentist to P with Doctorについては、今後更なる検証が必要。

訪問歯科衛生指導料

中医協 総 - 8 3 . 8 . 2 改

C001 訪問歯科衛生指導料

1 単一建物診療患者が1人の場合

360点

2 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合

<u>328点</u>

3 1及び2以外の場合

300点



[算定要件]

歯科訪問診療を行った歯科医師の指示に基づき、歯科衛生士、保健師、看護師又は准看護師が訪問して療養上必要な指導として、単一建物診療患者※又はその家族等に対して、当該患者の口腔内の清掃(機械的歯面清掃を含む。)、有床義歯の清掃指導又は口腔機能の回復若しくは維持に関する実地指導を行い指導時間が20分以上であった場合は、患者1人につき、月4回に限り、算定する。

なお、当該歯科衛生指導で実施した指導内容等については、患者に対し文書により提供する。

※同一初診期間中に区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料を算定した患者等に対して、歯科訪問診療料を算定した日から起算して1月以内(ただし、歯科 訪問診療を行う歯科医師により、状態が安定していると判断される場合は2月以内でも差し支えない。)歯科衛生士等が、療養上必要な実地指導を行った場合 に算定可能。

